

関係各位

欧州連合協定適用ホエイ（乳たんぱく質が25%未満のもの）及び
英国協定適用ホエイ（乳たんぱく質が25%未満のもの）に係る
セーフガードの発動について

令和7年度の初日から令和7年7月末日までの、①欧州連合協定適用ホエイ（乳たんぱく質が25%未満のもの）の輸入数量（関税暫定措置法施行令別表第1の42の項に掲げる物品の輸入数量）及び②英国協定適用ホエイ（乳たんぱく質が25%未満のもの）の輸入数量（同項に掲げる物品の輸入数量と同表の56の項に掲げる物品の輸入数量との合計数量）が、それぞれ関税暫定措置法第7条の8第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき品目別セーフガードが発動されることとなりましたのでお知らせします。

【発動内容】

品目	発動前	発動後
ホエイ（乳たんぱく質が25%未満のもの） 0404.10-126、0404.10-136、 0404.10-146、0404.10-166、 0404.10-176、0404.10-186	12.8%+20.4円/kg	23.8%+45円/kg

問合せ先
東京税関業務部通関総括第1部門
電話：03-3599-6337